



政府本部運営訓練
出典：首相官邸ホームページ



九都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練
出典：首相官邸ホームページ

(2) 政府図上訓練

令和5年12月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練（内閣府（中央合同庁舎8号館））と緊急災害現地対策本部運営訓練（東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区））を連動させて実施した。本訓練においては、関係府省庁職員や東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県が参加し、訓練会場に参集した上で、実際の災害に近い状況を模擬した状況付与型訓練と、災害発生時に関係機関の連携を要する課題等について討議する討議型訓練を実施した。

地域ブロック毎の訓練では、被災が想定される道府県等と連携し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。令和5年11月に東北（仙台市）、北海道（札幌市）、同年12月に近畿（大阪市）において、現地に参集した上で、状況付与型訓練と討議型訓練を実施した。

なお、令和6年1月に実施予定であった九州（熊本市）、同年2月に実施予定であった四国（高松市）及び中部（名古屋市）の訓練は、令和6年能登半島地震への対応のため中止とした。



首都直下地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した
緊急災害現地対策本部運営訓練（北海道）

(3) 防災教育の取組

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人一人が適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、こどもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。

- 政府においては令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、
- ・全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する
 - ・学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材

を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る

- ・実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況を始めとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する

などの取組を進めている。

令和5年度は、文部科学省において、中学校、高等学校教員向けの防災教育の手引きを作成するとともに、内閣府においては、未就学児の防災教育の充実に向けた事例収集等を行った。